

第2版 はしがき

本書初版が出版されてから約3年後の2019年6月、動物愛護法は2012年に続き大幅に改正されました。

その間、犬猫の問題に対する国民の関心は日々高まり、他方、インターネットの普及等もあって動物に関連する犯罪は深刻化しました。動物愛護団体等は法改正に向けた活動を積極的に展開し、署名活動は驚くほどの成果を上げました。

このようなことから、今回、特に犬猫などペットに関する部分は大きく改善されたといえます。本書初版の第3章「動物愛護法の課題」で述べられた「マイクロチップの義務化」と「週齢規制」は、いずれも実現し、さらに最大の課題ともいわれた「数値規制」も法律のレベルでは達成されました（続く課題については、本書で詳しく触れられています）。

これに対し、特に実験動物については、全く手を加えられませんでした。この点については、今回、時事通信の森映子記者にもご意見を寄せていただきました。

動物愛護法が目的とする人と動物の共生する社会の実現に、本書が少しでも寄与することができれば幸いです。

2020年8月

東京弁護士会会長 富田 秀実

はしがき

このたび、東京弁護士会公害・環境特別委員会による『動物愛護法入門——人と動物の共生する社会の実現へ——』を上梓することとなりました。近年の核家族化・高齢化の進む社会において、犬猫を中心とするペットを家族と同様に考え、生活する家庭も増えてきました。そのようなペットブームの中、ペットの販売・流通をめぐる問題、飼育や販売のできなくなったペットをどうするのかという問題、周辺住民とのトラブルなど、新聞の社会面を賑わす問題も多く、動物と人との共生のための関係諸法規の整備は、ますます求められています。

動物愛護法は、このような人と動物との共生のためのルールを定めた中心的な法といえ、2012年には大幅な改正がありました。しかし、改正後の動物愛護法について逐条解説をした書籍がなかったことから、犬猫の殺処分問題を中心に動物に関する問題を取り扱っている公害・環境特別委員会動物部会の弁護士の手によって、本書が執筆されたものです。

本書は、広く動物に関する問題に興味を持つ方々にご利用いただけるよう、できるだけわかりやすく条文等の解説をするとともに、コラムや各界の方々からの動物愛護法に関するご意見を掲載しています。本書を動物愛護法の解説書として役立てていただくとともに、人と動物との関係について考える一助としていただければ幸いです。

本書発刊に際しご意見を寄せていただきました一般社団法人全国ペット協会名誉会長の米山由男様、特定非営利活動法人地球生物会議（ALIVE）様、元新宿区職員の高木優治様、獣医師の太田快作様、麻布大学獣医学部獣医学科実験動物学研究室教授の猪股智夫様、編集にご尽力いただいた民事法研究会の鈴木真介様に感謝申し上げます。

2016年6月

東京弁護士会会長 小林 元治

第1章 ペットの殺処分をめぐる状況 と動物愛護法

I 動物殺処分の状況

1 本書の目的——問題意識の高まり

近年、犬や猫などペットについての保護活動や愛護活動が広がりを見せ、動物の殺処분을なくしていこうという意識が日本の社会でも少しずつ浸透してきました。多くの動物愛護団体が生まれ、保護された犬や猫たちの里親を見つけるための譲渡会などが日本中で開催されています。また、TNR（Trap-Neuter-Return Program：野良猫を捕獲し、不妊手術を施したうえで、元の生活場所に戻してやること）や地域猫といった活動が全国に広がり、東京都千代田区では2011年に全国で初めて猫の殺処分ゼロを実現するなど、著しい成果を上げつつあります。

動物であっても、その生命は尊重され、大切にされなければなりません。それは、動物たちのため、というだけではなく、動物とのかかわりを避けては成立し得ない私たちの社会を健全なものにしていくためにも、大変重要なことといえるでしょう。なぜなら、同じ社会の中で生きる動物たちを単なる‘モノ’としか見るができないとすれば、人同士の関係においても、立場の強弱にかかわらず、互いの価値や存在を認め尊重し合う、豊かで成熟した社会を創っていくことは難しいといえるからです。

しかし、現実には、今年年間4万頭近くの犬および猫が殺処分され、また動物に対する虐待や大量遺棄事件がニュースを賑わしています。動物愛護に関心を持つ人たちが増えつつあるとはいえ、問題の根は深く、決して解決への見通しが立ったというわけではありません。

そこで、本書では、2019（令和元）年に改正された「動物の愛護及び管理

第1章 ペットの殺処分をめぐる状況と動物愛護法

に関する法律」(以下では「動物愛護法」といいます)を解説しながら、人と動物が共生する社会の実現へ向けた課題やテーマを明らかにしていきたいと思ひます。

2 殺処分と法律

「殺処分」とは、かつて法律上は、家畜伝染病予防法のみ書かれていた用語でした。具体的には、同法により指定されている法定の家畜伝染病に罹^り患^{かん}した動物については、感染拡大の防止、経済的な悪影響などの副次的被害の防止という観点から、「患畜等の殺処分」として、都道府県知事が所有者に対して「当該家畜を殺すべき旨を命ずることができる」などと規定されています。しかし近年では、以下に述べるとおり、動物愛護法に基づいて環境省から出される告示の中でも用いられるなど、「不要な、もしくは人間に害を及ぼす動物を行政が殺害すること」といった広い意味で使用されるようになりました。本書においても、このような意味で殺処分という言葉を用いることとします。

犬の殺処分については、狂犬病予防法で、犬を「処分」する場合の具体的な要件等が規定されています。同法によれば、都道府県知事等から狂犬病予防員として任命された獣医師は、登録や予防注射を受けていない犬がいたら抑留し、所有者がいない犬については、これを市町村長に通知しなければなりません。通知を受けた市町村長は、その旨を2日間公示し、期間が満了した後1日以内に所有者が犬を引き取らないときは、狂犬病予防員はその犬を「処分することができる」とされています。処分までの収容期間については定められておらず、実際の期間は各自治体の条例等に基づいた日数であり、自治体によりさまざまとなっています。しかし、少なくとも最短でいけば、野良犬等については、捕獲してから3日の後に殺処分できると規定しているわけです。

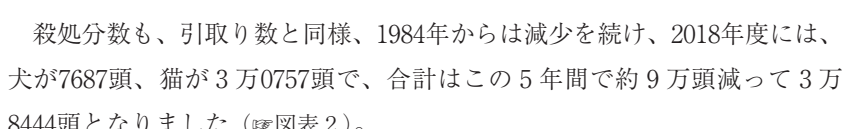
猫については、このような法律はありません。また、犬についても、登録や予防注射を受ける義務が生ずるのは生後90日を経過した日以降です。した

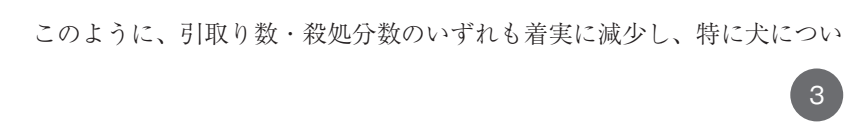
がって、生後90日までの犬についても、殺処分できると書かれた法律上の規定は存在しないということになります。

しかし、先ほど述べたとおり、動物愛護法に基づく環境省の告示「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」（2006年）では、「第4 処分」という項目で、「保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする」という記述があります。これは、2006年当時の動物愛護法18条5項の「環境大臣は……（犬や猫の）引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる」との規定を根拠とするものです（カッコ内は筆者）。さらに、動物愛護法の2012年改正では、「殺処分がなくなることを目指して」（35条4項）という文言を含む条項が追加されました。これによって初めて、動物愛護法は、殺処分の存在を前提とした法律であることが、条文上明確に示されたことになります。

動物の持込み（引取り）については動物愛護法に規定があり、各自治体の保健所、もしくは各都道府県や政令指定都市が管理・運営する動物愛護施設（自治体により名称は異なります）で行われています。従事者はその自治体の職員（つまり公務員）であり、現場での捕獲等に従事する現業職員のほか、動物の健康管理に従事する獣医師です。殺処分についても、基本的にはこれらの施設で行われています。

3 殺処分の状況

自治体による犬猫の引取り数（飼い主から持ち込まれたものと所有者不明で引き取られたものの合計）は、1984（昭和59）年以降着実に減少し、2018（平成30）年度では犬が3万5535頭、猫が5万6404頭、合計ではこの5年間で半程度となり、9万1939頭でした（図表1）。

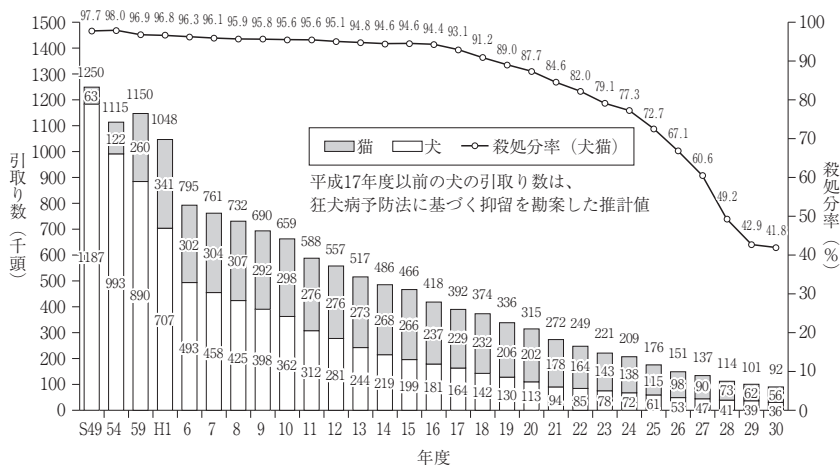
殺処分数も、引取り数と同様、1984年からは減少を続け、2018年度には、犬が7687頭、猫が3万0757頭で、合計はこの5年間で約9万頭減って3万8444頭となりました（図表2）。

このように、引取り数・殺処分数のいずれも着実に減少し、特に犬につい

第1章 ペットの殺処分をめぐる状況と動物愛護法

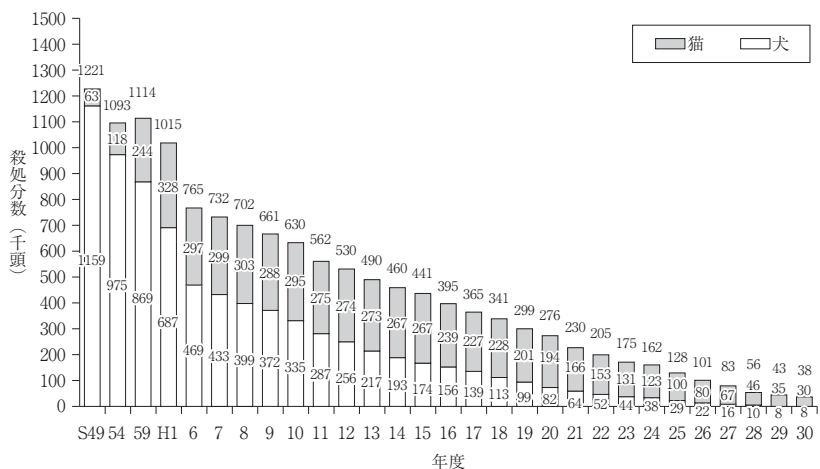
〈図表1〉犬猫の引取り数の推移

(環境省ホームページをもとに作成)



〈図表2〉犬猫の殺処分数の推移

(環境省ホームページをもとに作成)



では解決に向けた足がかりはできつつあると言ってよいかもしれません。逆に、猫に関する数字はいまだに大きく、引取り数に対する殺処分率をみると、2018年度は5年前と比べて、犬40.6%から21.6%、猫81.4%から54.5%と共に下がってはいますが、猫の殺処分率が今も50%を超えていることは看過できない問題といえます。

さらに、猫についての内訳を見ると、2018年度の引取り数全体に対する所有者不明の子猫の割合は60.4%、殺処分における割合は65.8%と、以前より高くなっています。これらは、所有者不明の子猫が保健所等に持ち込まれ、そのまま殺処分されるケースが非常に多く、所有者不明の猫の出産が最も大きな問題となっていることを示していると言ってよいでしょう。

コラム① ドイツの状況

ドイツの憲法に当たる基本法では、動物の保護を国家の目標として掲げています（基本法20 a条）。これを受けたドイツの動物保護法では、合理的な理由なしに、動物に対して痛みや傷害を与えることを禁止し（動物保護法1条）、動物虐待に当たる行為を詳細にあげて厳しく禁止しています（同法3条）。また、ドイツでは民法でも、動物は物ではないと規定されており（民法90 a条）、動物を物として扱う日本の民法とは大きな違いがあります。

日本との違いは法律ではありません。ドイツ国内には、ティアハイムというシェルターが500以上もあり、そこで飼い主を失った動物たちが暮らし、里親探しが行われています。ティアハイムには、犬猫に限らず、あらゆる種類の動物が保護されて暮らしています。動物たちは、里親が見つかるまでそこで暮らし、その多くは譲渡されていき、残された動物もティアハイムで終生飼養されます。こうしたティアハイムは、ドイツ動物保護連盟の傘下にある動物保護協会が運営しており、運営費の多くは寄付とボランティアで成り立っているそうです。ドイツでは、動物の殺処分はしないという国民意識が強く定着していることがわかります。

（市野綾子）

第1章 ペットの殺処分をめぐる状況と動物愛護法

II 動物愛護法の制定と改正の経緯

動物愛護法は、1973（昭和48）年9月に「動物の保護及び管理に関する法律」という名称で、議員立法によって制定された法律です。1999年12月に現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」という名称に変更されるとともに、その内容も、動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄にかかわる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など大幅に改正されました。

続いて2005年には、動物取扱業に登録制を導入し、悪質な業者については登録および更新の拒否、登録の取消しや業務停止の命令措置を設けるなどの規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化などの改正が行われました。

さらに2012年には、①動物取扱業のさらなる適正化を図るため、従前の動物取扱業（営利のもの）を第1種動物取扱業とし、出生後56日を経過しない犬または猫の引渡しを制限することなどによって規制を強化し、同時に第2種動物取扱業（非営利のもの）についての届出制度を創設しました。また、②動物の適正な飼養および保管等を図るため、動物の所有者について終生飼養の責務を追加し、その趣旨に照らして都道府県等が犬または猫の引取りを

〈図表3〉動物愛護法の制定と改正の経緯

1973年9月	議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定
1999年12月	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更
2000年12月1日	「動物の愛護及び管理に関する法律」施行
2005年6月	「動物愛護法の一部を改正する法律」（法律第68号）公布 （動物取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など）
2006年6月1日	「動物愛護法の一部を改正する法律」施行
2012年9月	「動物愛護法の一部を改正する法律」（法律第79号）公布 （動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化など）
2013年9月1日	「動物愛護法の一部を改正する法律」施行

編 者

東京弁護士会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3

弁護士会館 6階

TEL : 03-3581-2201(代表)

執筆者一覧 (50音順)

《東京弁護士会公害・環境特別委員会動物部会》

市野 綾子	辻本 雄一
片口 浩子	檜木 圭祐
佐藤 光子	古川 穰史
芝田 麻里	山崎真一郎
島 昭宏	山本 真彦
高本 健太	吉田 理人

動物愛護法入門〔第2版〕 一人と動物の共生する社会 の実現へ

令和2年9月16日 第1刷発行

定価 本体2,300円+税

編者 東京弁護士会 公害・環境特別委員会

発行 株式会社 民事法研究会

印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL03(5798)7257 FAX03(5798)7258

〔編集〕TEL03(5798)7277 FAX03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-387-0 C 2032 ¥2300 E

カバーデザイン 関野美香